



守口小だより

令和3年1月15日

第29号

守口市立守口小学校

発行者 横山 美香

緊急事態宣言に伴う学校の対応について

1月14日（木）～2月7日（日）まで、大阪府においても緊急事態宣言の対象地域となりました。

1月13日に守口市教育委員会より「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う守口市立学校の対応について」市としての取組方針の通知がありました。



基本方針

1. 感染症対策のさらなる徹底を図りながら、学校での教育活動を継続する。
2. 感染リスクの高い教育活動等は実施しない
 - ・修学旅行、校外活動等は宿泊や府県間の移動を伴う場合については中止または延期すること。

学校としましては、下記の通り、これまでの対応を継続していきます。

感染拡大防止に係る取り組み

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等は行わない。
- ・子ども同士が接触する教育活動は行わない。
- ・マスク着用や手洗いの徹底、教室のこまめな換気など感染防止対策のさらなる徹底を図る。



ご家庭におきましても、健康観察カードに毎日の体温測定の結果や風邪症状の有無の記載、子どもや家族等に発熱等や風邪症状がみられる場合には、自宅で休養するなど、これまで通りご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症のことで、お子さんが不安がっている、いつもと様子が違うなど、気になることがあれば学校にご相談ください。



なわとび月間（1月12日～1月29日）

『友だちと教え合い励まし合って「なわとび運動」に取り組み、色々な跳び方を体得する。』『持久力を高め、リズム感を養う。』『粘り強く最後まで努力しようとする気力を高める。』を身につけてほしいと願って取り組んでいます。

9種類のなわとびカード（入門→初級1→初級2→中級→上級→特級→達人→名人→仙人）を活用して、子どもたちは練習中です。

